

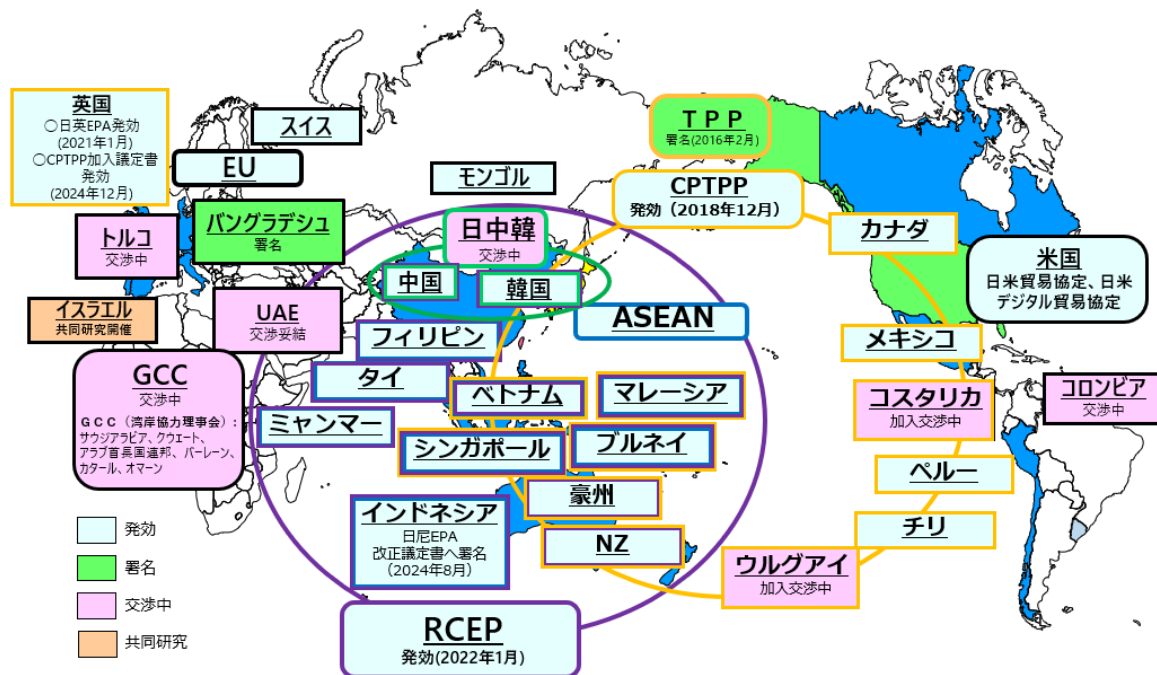
# 最近のEPA等をめぐる状況

2026年3月  
通商政策局 経済連携課

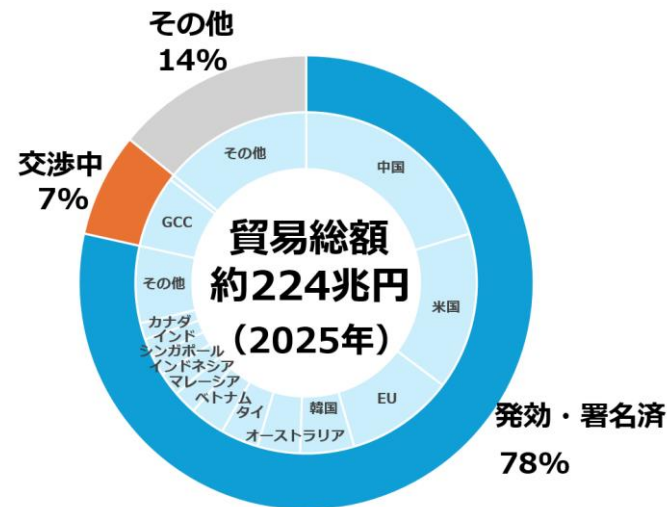
# 日本の経済連携の推進状況

- WTOにおける貿易自由化交渉が停滞する中、日本は2000年代以降、バイ・マルチのEPA交渉に注力。
- 現在、日本は51か国との間で22の経済連携協定を署名・発効済。
- 2025年の日本のFTA等カバー率は約8割。 ※FTA等カバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。また、2026年2月に署名したバングラデシュや、2026年3月に交渉妥結したUAE、交渉中のトルコ、GCC等をはじめとする新興国とのEPA交渉も通じ、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。

<日本の経済連携の推進状況>



<日本のFTA等カバー率 (2025年)>



財務省貿易統計 (2025年 1月~12月) より経済産業省作成。  
小数第1位を四捨五入のため、合計は必ずしも100%とならない。

# 世界でのFTA/EPAの動きの活発化

国際経済秩序の不透明性が増す中、FTA/EPA締結に向けた動きが活発化。

## 中国

2024年 ニカラグアとFTA発効  
エクアドルとFTA発効  
セルビアとFTA発効  
シンガポールとFTA改定  
2025年 ASEAN(ACFTA3.0)署名

(交渉中) ウルグアイ、メルコスール、GCC、ノルウェー、イスラエル、パナマ、モルドバ、エルサルバドル等

## EU

2024年 NZとFTA発効  
ケニアとEPA発効  
2025年 インドネシアとCEPA妥結  
2026年 インドとFTA 妥結  
メルコスールとFTA 署名  
オーストラリアとFTA 署名

(交渉中) タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、UAE等

## 韓国

2021年 中米とFTA発効  
2022年 イスラエルとFTA発効  
カンボジアとFTA発効  
2023年 インドネシアとCEPA発効  
2024年 GCCとFTA妥結  
UAEとCEPA署名  
フィリピンとFTA 発効  
2025年 マレーシアとFTA妥結

(交渉中) メルコスール、マレーシア、タイ、バングラデシュ、セルビア、タンザニア、モンゴル等

## メルコスール

2023年 シンガポールとFTA署名  
2024年 メルコスール・中国対話再開  
2025年 EFTAとFTA実質合意  
2026年 EUとFTA署名  
シンガポールとFTA一部発効

(交渉中)カナダ、韓国等

## 2022年以降に動きのあった 主要なFTA/EPA

RCEP 発効  
インド・英国 CEPA 妥結  
インド・オーストラリア FTA 発効  
インド・イスラエル FTA 交渉再開  
インド・NZ 交渉再開  
UAE・NZ CEPA 署名  
UAE・マレーシア CEPA 署名  
マレーシア・GCC FTA 交渉再開  
インドネシア・カナダ CEPA 締結

## 概要

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定から米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮してTPP協定の一部を凍結した上で同協定の内容を実現する新たな協定(CPTPP)について交渉を進め、米国以外の11か国で署名。2018年12月に発効。
- 幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有する。
- 協定の最高意思決定機関であるTPP委員会(閣僚級)を原則年一回開催。2026年議長国はベトナム。
- 加入プロセスに関する意思決定は、オークランド三原則(①加入要請エコノミーがCPTPPの高い水準を満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示していること、③締約国のコンセンサス)に基づいて行われる。
- 2024年12月に英国が加入。現在はコスタリカ及びウルグアイの新規加入手続中。オークランド原則に沿うエコノミーとして、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定、適切であれば2026年に加入交渉を開始予定。
- 一般見直しに係る勧告を承認し、貿易円滑化、サプライチェーン強靱化、電商取引等、協定の更新・強化に向けた交渉開始を決定。
- 2025年11月にEU及びASEANと初の閣僚級対話である第1回貿易投資対話を実施するとともに、対話の継続を確認。

## これまでの経緯

協定発効前	2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国) 2013年7月 日本が交渉参加 2016年2月 署名 2017年1月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 米国、TPP離脱の大統領覚書を出 2017年3月 TPP閣僚会合:11か国で議論開始 11月 TPP閣僚会合:CPTPP大筋合意 2018年3月 署名式 7月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 12月 CPTPP発効(署名11か国のうち6か国) ※ 2023年7月 ブルネイを最後に署名11か国全てについて発効						締約国 メキシコ 日本 シンガポール ニュージーランド カナダ 豪州 ベトナム ペルー マレーシア チリ ブルネイ 英国
協定発効後	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
議長国 ※1	日本	シンガポール	NZ	カナダ	豪州	ベトナム	
TPP委員会の開催状況	6月 第4回会合 9月 第5回会合	10月 第6回会合	7月 第7回会合	11月 第8回会合	11月 第9回会合		
新規加入に関する動き	2月 英国加入要請 6月 英国の加入作業部会設置(議長:日本)	8月 コスタリカ加入要請	5月 <u>ウクライナ</u> 加入要請	9月 <u>インドネシア</u> 加入要請 11月 コスタリカの加入作業部会設置(議長:ペルー)	8月 <u>フィリピン</u> 加入要請 <u>UAE</u> 加入要請		
	9月 <u>中国</u> 加入要請、 <u>台湾</u> 加入要請 12月 <u>エクアドル</u> 加入要請	12月 <u>ウルグアイ</u> 加入要請		12月 英国の加入議定書が発効※2	11月 ウルグアイの加入作業部会設置 11月 <u>カンボジア</u> 加入要請		

※1 第1回TPP委員会において、2019年は特別措置として日本がTPP委員会議長を務め、2020年以降は国内手続完了の通報順に輪番とすることが決定。  
 ※2 英国に加えて9か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、豪州)については2024年12月に発効。

# 日・バングラデシュ経済連携協定（概要）

令和8年（2026年）3月  
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

## 意義

### 交渉の経緯

2022年12月  
共同研究の立ち上げで一致

2023年4月～9月  
3度の共同研究会合を実施

2023年12月  
共同研究報告書の公表（EPA  
締結交渉の開始を提言）

2024年3月  
交渉開始を決定

2024年5月～2025年9月  
7回の交渉会合  
（その後、実務協議を継続）

2025年12月  
大筋合意を発表

2026年2月  
署名

### ◆ 潜在力溢れる成長市場

✓ 中印ASEANに囲まれた**要衝**であり、**魅力的な成長市場**である一方で、**日本企業のプレゼンスは他国に劣後**（バングラデシュにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。他方、**日本はバングラデシュ最大の二国間援助供与国**で、**日本（政府）のプレゼンスは極めて高く**、これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務。

### ◆ 伝統的親日国、バングラデシュにとって初のEPA

✓ バングラデシュは**伝統的な親日国**。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。

**バングラデシュにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）**。

✓ 日本にとって**後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA**であり、今後の**グローバルサウスとの通商交渉の拡大**、**ルールに基づく自由で公正な経済秩序**の実現、**「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**の観点からも有益。

## 主な成果

### ◆ ルールの整備

✓ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、政府調達の市場アクセスを相互に約束、電子商取引ではソースコード移転及びアクセス要求の禁止を規律、透明性、税関手続・貿易円滑化等では汚職・腐敗防止に関して規律、労働、透明性、国有企業等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

### ◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

✓ **鉱工業品**では、高関税品の関税撤廃が進展。鉄鋼（最大56.6%関税）は約9割の品目で18年以内に撤廃。自動車部品は多くの品目（タイヤ、エンジンなど）で15年以内に撤廃。乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇を確保。

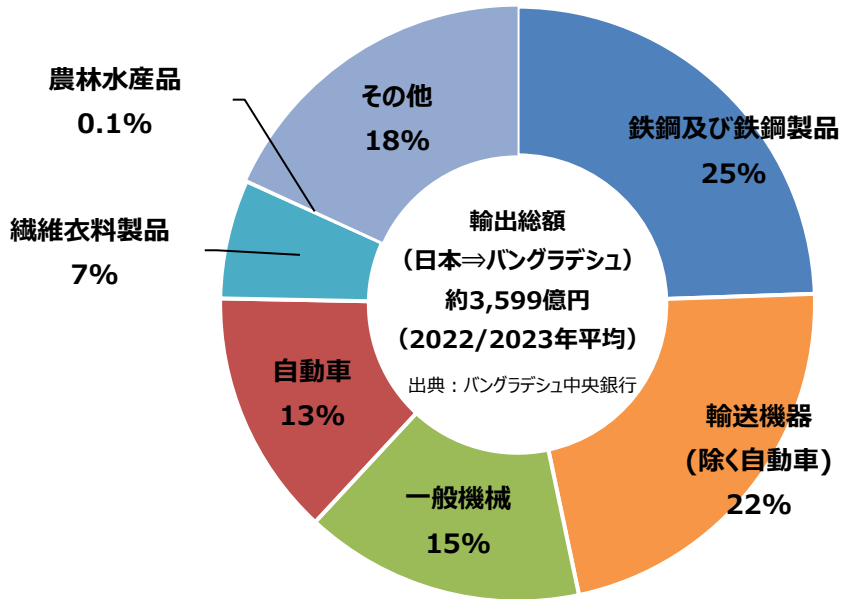
✓ **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税削減・撤廃から除外としつつ、和牛肉、ぶり、たい、ほたて、りんご、ぶどう、緑茶、醤油等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、即時～18年以内の多くの関税撤廃を獲得。

✓ **サービス貿易**について、バングラデシュは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100の分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。

# 日・バングラデシュ経済連携協定（概要）：物品市場アクセス

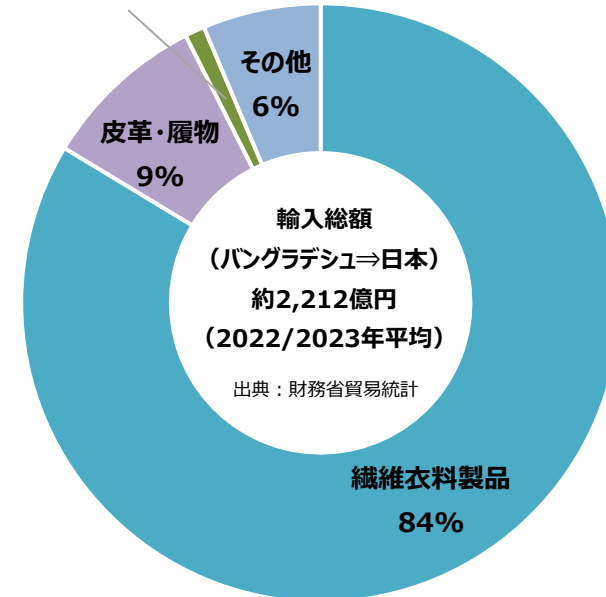
令和8年（2026年）3月  
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

## 日・バングラデシュ間の貿易構造



バングラデシュは日本からの輸入額の約83%を無税に

農林水産品（えび等）1%



日本はバングラデシュからの輸入額の約91%を無税に

## バングラデシュ市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品、織物、電子部品などを含む多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- 乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇

### 【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、青果（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

## 日本市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 多くの品目で即時又は段階的撤廃
- 繊維製品への関税は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））

### 【農林水産品】

- えび、かに、紅茶、香辛料等は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は関税削減・撤廃から除外

# 日・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定（概要）

令和8年（2026年）3月  
外務省・財務省  
農林水産省・経済産業省

## 意義

### ◆ 天然資源と地域随一の物流・交通拠点、経済連携を精力的に推進

- ✓ UAEは安定的な統治と**豊富な天然資源**を活かし、**地域随一の経済・物流・交通の拠点**として発展。
- ✓ 2021年頃から二国間の包括的経済連携協定（CEPA）を推進し、現在までに30以上の国・地域（インド、韓国、豪州、インドネシア等）とCEPAを署名済み。

### ◆ 経済面での日・UAE関係強化の重要性

- ✓ **UAEはエネルギー安全保障上の最重要パートナー**（日本の原油輸入の約4割で世界最大）
- ✓ **中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数**を擁し、UAEに進出している日本企業を始めとする経済界からも、二国間EPA締結への期待が大きい。
- ✓ UAEは先端技術（宇宙、AI等）分野への投資を加速するなど経済多角化を推進。両国は2018年に立ち上げた「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の下、**伝統的なエネルギー分野を超えて協力を多角化**。二国間関係強化の重要性が高まっている。

## 交渉の経緯

2024年9月  
交渉開始を決定

2024年11月～  
2026年1月  
7回の交渉会合

2026年3月  
交渉妥結

## 主な成果

### ◆ ルールの整備

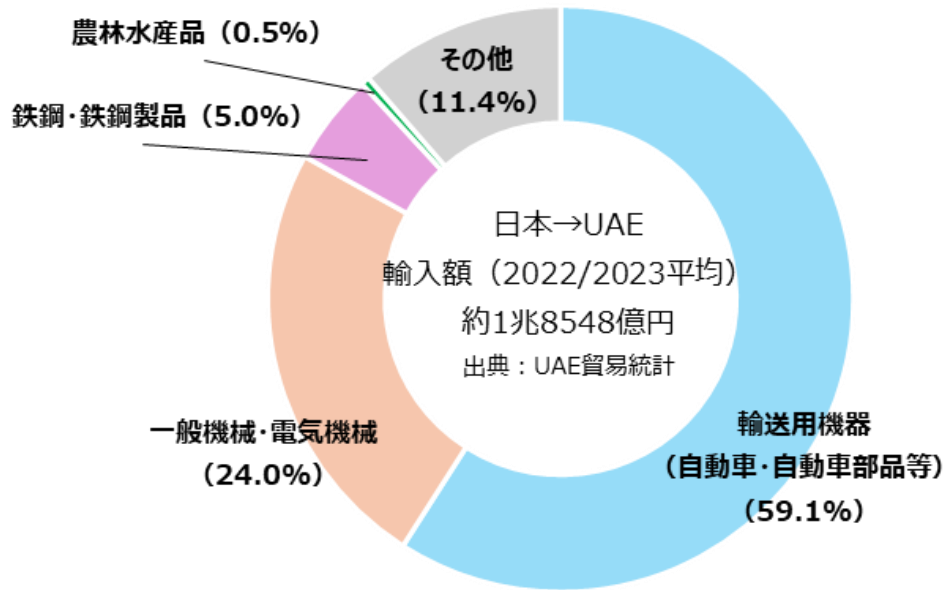
- ✓ デジタル貿易、政府調達、税関手続・貿易円滑化、競争、補助金、知的財産、サービス、投資円滑化、環境・労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、デジタル貿易につきサーバーの現地設置要求やソースコードの移転及びアクセス要求の禁止を規定、政府調達の市場アクセスを相互に約束、UAEにとりEPAで初めて補助金規律を導入し補助金の適切な使用や透明性確保等について規定、知的財産権の保護に関して締約国内（フリーゾーンを含む）での取締りの確保を規定。中小企業、協力、透明性等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

### ◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

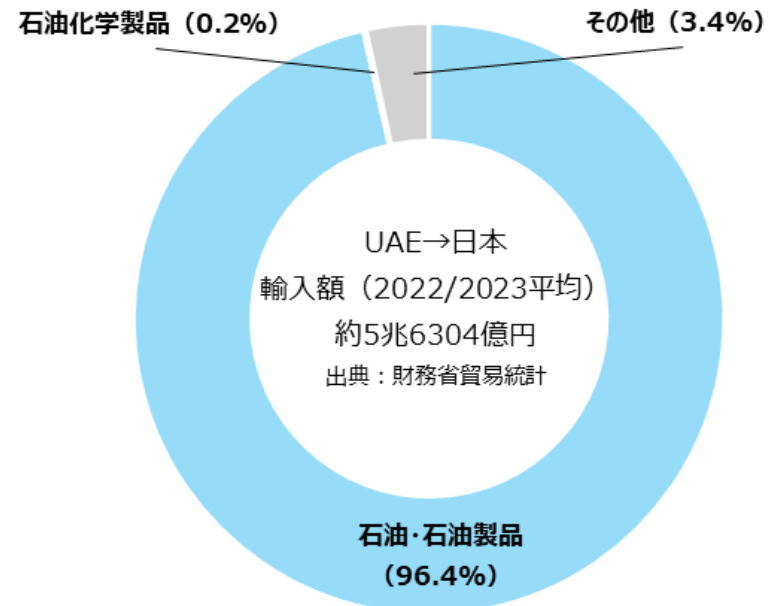
- ✓ **物品貿易**について、**輸入額に占める無税割合**を協定発効後**10年以内**に、日本は約**98.7%**から約**99.9%**、UAEは約**11.5%**から約**96.4%**に改善（2022年～2023年の貿易実績の平均に基づく）。
- **鉱工業品**では、日本の輸出関心品目、特に主な**完成車（乗用車、バス、トラック）**の7年以内関税撤廃、**自動車部品**の10年以内関税撤廃、主な**鉄鋼・鉄鋼製品**の10年以内関税撤廃・削減などを獲得。
- **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税撤廃から除外としつつ、**牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯**等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、関税撤廃を獲得。また、**清酒及び焼酎**について関税削減を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、UAEは、流通、電気通信、健康関連サービスを含め、WTOよりも高いレベルで市場アクセスを約束。

# 物品市場アクセス

## 日・UAE間の貿易構造



EPA発効後10年以内に、UAEは日本からの輸入額の約96.4%を無税に（現在は約11.5%）



EPA発効後10年以内に、日本はUAEからの輸入額の約99.9%を無税に（現在は約98.7%）

## EPA発効後のUAE市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 乗用車、バス、トラックの一部を7年以内関税撤廃
- 鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品等の10年以内の関税撤廃

### 【農林水産品】

- 牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯等について関税撤廃

### 【その他】

- 清酒及び焼酎の関税削減

## EPA発効後の日本市場へのアクセス

### 【鉱工業品】

- 石油製品や石油化学製品の関税撤廃

### 【農林水産品】

- えび、香辛料（サフラン等）、パーム油を関税撤廃
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要5品目は関税撤廃から除外

# 原産地証明書の電子化

- 第三者証明制度のもと、日商が発給する原産地証明書（CO）は従来「紙」ベースだったが、コロナ禍に対応するためにも、日本政府はCOの電子化のための交渉を推進。
- 具体的には、①日本側が発給するCOの「PDF発給への切り替え」と、②COに含まれるデータを日商から直接相手国税関に電子的に送信する「データ交換方式」の2種類の取組を推進。

## 電子化のメリット

### リードタイムの短縮

※特に、生鮮品・急送便や近隣国向けの輸出に効果を発揮

### 汚損・紛失リスクの削減

### 郵送等にかかる事務コストの削減

### 真正性の担保（偽造の防止等）

※日インドネシア・日タイ協定のみデータ交換方式、その他の協定はPDF発給。日ASEANにおいても、データ交換の導入に向け、協議を進めている。

## CO電子化 導入済みの協定

※第三者証明制度を利用した日本からのCO発給

協定名	開始時期
RCEP	2022年1月
日インドネシア ※	2023年6月
日インド	2023年7月
日マレーシア 日ASEAN（対マレーシア向け）	2023年7月
日ベトナム 日ASEAN（対ベトナム向け）	2023年9月
日チリ	2024年2月
日オーストラリア	2024年6月
日モンゴル	2025年5月
日タイ※	2025年11月
日メキシコ	2025年11月
日ペルー	2026年8月予定